

## 奉行人奉書にみる細川京兆家の政治姿勢

—勝元期から政元期にかけてを中心に—

馬部 隆弘

### はじめに

細川京兆家が、戦国期の畿内において大きく勢力を伸ばしたことは知られていたものの、その実態を初めて本格的に分析したのは今谷明氏であった。そこでは、京兆家が発給する奉行人奉書が基幹の史料として用いられた（以下、本稿では、京兆家奉行人奉書を単に「奉書」と称し、幕府奉行人奉書は逐一明記する）。今谷氏の研究の特徴は、奉書を網羅的に集積したうえで、京兆家の奉行人が幕府の管領代の地位にあると捉えたことにある<sup>(1)</sup>。さらに、奉書の適用範囲が拡大していくことから、管領代の地位が確固たるものとなっていく過程を示そうとした<sup>(2)</sup>。

それに対して、管領代は実際のところ奉行人なので表現が不適切で、地位もさほど高いものではないという批判が早くに寄せられることがなれる<sup>(3)</sup>。その後、奉書そのものを扱った専論は長らくみられなかつたが、最近になって浜口誠至氏は、今谷氏が作成した奉書一覧を補訂したうえで、京兆家は受益者の要請に応えて奉書を発給し、幕府の制度外から幕政を補完していたと指摘している<sup>(4)</sup>。また、奉書の様式についても今谷氏もある程度指摘していたが、浜口氏によって修正が加えられ、定まった様式と

なっていたことがより明確となつた。管領代論は破綻したもの、京兆家による支配制度の整備や勢力の伸張をはかる指標として、奉書は今なお有効な視点であることが示されたといえよう。

その点に鑑みると、今谷氏も浜口氏も、京兆家がある程度勢力を伸ばしたのちの政元期以降しか、奉書を集積していないということに課題を見出すことができる<sup>(5)</sup>。すなわち、勢力を伸張していく勝元期以前の分析が欠如しているのである。政元期に生じた特徴を明確にするためにも、勝元期以前の奉書を踏まえた検討が必要であろう。

京兆家の勢力伸長という問題と関わって注目したいのは、奉書の発給が守護職を持たない山城国へも拡大していくという事実である。京兆家が幕府を壟断し専制化を進めるにみる今谷氏は、ここに管領代の権限拡大を見る。さらに、京兆家は山城国乙訓郡の分郡守護になつたとも捉えた<sup>(6)</sup>。ただし、管領代については既述の通りで、分郡守護についても百瀬今朝雄氏や末柄豊氏によって既に否定的な見解が示されている<sup>(7)</sup>。また、浜口氏は、山城守護が存在していても京兆家が山城において奉書による遵行を行っていることから、受益者が求めたため、制度上の裏付けがないにも拘わらず奉書を発給していたという。京兆家の課題解決能力に期待する受益

者の主体的な意思是筆者も重視しているが、中世社会において文書を発給する以上は、何らかの権限・根拠に基づいているのではなかろうか。つまり、受益者の要求と文書発給の正当性が交差するところに奉書の発給があるとみるべきであろう。

右の問題にも、やはり勝元期における奉書分析の欠如が関わっている。

なぜなら、分国外への奉書発給は、本稿でみると勝元期にはじまって

いるからである。京兆家は、本来分国外に奉書を発給していないので、受益者の求めがあつても応じていなかつた可能性はありうる。どのような経過で分国外への奉書発給が始まったのか、その点を押さえておかなければ

なるまい。

京兆家の権限を巡っては、幕府との関係など、奉書以外の議論も視野に入れておく必要がある。京兆家が幕府の実質的統治者となつたとする今谷氏に対し、応仁の乱以降の京兆家が山城でも被官化を顕著に進めていることに着目した末柄氏は、分国外にまで拡大した被官関係を「元化することで畿内領国化を目指したとする<sup>(10)</sup>。いわば、幕府と京兆家を一体とみる今谷氏と、別個に支配したとみる末柄氏に意見が分かれるのである。さらには川岡勉氏は、今谷氏による京兆家の評価は過大だとする一方、末柄氏のように被官関係の存在と山城の領国化を直接結びつけるのも、被官人統制の論理と守護支配の論理を混同した誤りだと批判した<sup>(11)</sup>。奉書発給の权限を考えるにあたっても、被官支配と守護支配は区別すべきであろうし、小谷利明氏も指摘するように、幕府奉行人奉書との関係性を念頭に置いておく必要もあると考える<sup>(12)</sup>。

以上のような問題関心に基づき、本稿ではまず一章で、勝元期以前の奉書を網羅したうえで、奉書の時期的な変化と分国外での奉書発給が始まる

過程について明らかにしたい。続く二章では、勝元期までの奉書の用法を踏まえたうえで、政元期の山城における奉書がどのように展開したのか考察する。その際、被官支配と守護支配の区別や幕府との関係性を意識しながら、発給の契機を注視したい。全体として、京兆家が勢力を伸張させることにあたって、如何なる政治姿勢で臨んだのか捉えたいと考えている。

## 一 勝元期の奉書

### 1 奉書の様式と奉行人体制の確立

まずは、奉書の様式についてみておこう。よく知られるように、政元期以降の奉書は单署で、書止文言は「仍執達如件」に統一されている。ところが、勝元期以前の奉書を集積した【表1】によると、持元期までは書止文言が「恐々謹言」となる奉書も混在しており、「仍執達如件」に定型化するのは持之期をまたねばならない（以下、【表1】から引用する際は、「頼元1」のように表記する）。また、持之期までは連署も混在している。つまり、勝元期になって初めて、従来知られているような奉書の様式が定まることになる。一四世紀末の頼元期に二点みえるのを初例として、歴代当主の奉書が数点ずつなのに対し、勝元期には四七点と大幅に増加していることから、様式の定型化と奉書の増加は表裏の関係にあるといえるのではないか。

その画期は、嘉吉元年（一四五二）の將軍義教暗殺にあると考えられる。幕府奉行人奉書の場合も様式が定まるのは嘉吉の乱以後のことと、单署が著しく減少して連署が中心になるとともに、单署奉書の用途も限定されてくる<sup>(13)</sup>。「御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行之、判奉行 清左

【表1】細川勝元以前の京兆家奉行人奉書

番号	年・月・日	書止文言	署判	宛所	様式	年号	形状	内容	受益者	地域	出典	署名肩書の追記			
持之7	持之6	持之5	持之4	持之3	持之2	持之1	満元8	(29)・3・28	仍執達如件	重房判	香河下野入道	小笠原備前入道	小笠原備後守	東寺百合文書ノ函一〇二号	せ(守)い
12 10 16	9 3 10	7 5 7	6 10 29	2 12 25	2 5 30	永草2・5・2	正長元7・14	32・12・30	仍執達如件	承俊(花押)	香西豊前守	安富安芸入道	長塙備前入道	南都文書(東京大学史料編纂所影写本)	
仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	常勇判	通春(花押)	善勇(花押)	道善判	道善判	承俊(花押)	仍執達如件	重房判	中沢備前入道	中沢備前入道	安富安芸入道	安富安芸入道	隼人關係文書(宮内庁書陵部藏壬生家文書)
常進判	久定在判	兼久在判	常勇在判	井上又六郎	内藤備前入道	小笠原參河入道	長塙備前入道	糀井民部入道	糀井民部入道	三上三郎左衛門尉	遠江	長塙備前入道	長塙備前入道	丹波	長岡京市史資料編(二)
奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	丹波	東寺百合文書ノ函一〇二号
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	丹波	調子家文書四号(『長岡京市史』資料編(二))
(折紙)	(折紙)	(折紙)	課役賦課	所帶安堵	所帶安堵	所帶安堵	所帶安堵	課役賦課	課役賦課	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社
課役賦課	寺社	寺社	武家	寺社											
寺社	丹波	土佐	摂津	讃岐	仁和寺文書三三号(『兵庫県史』史料編中世九)	普通寺文書六四号(『香川県史』第八卷)	仁和寺文書三三号(『兵庫県史』史料編中世九)	『仁和寺史料』古文書編一六六号	『仁和寺史料』古文書編一六六号	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波
丹波	仁和寺文書三三号(『兵庫県史』史料編中世九)	■守・清	吸江寺文書(『高知県史』古代中世史料編二六一頁)	東寺百合文書(『高知県史』古代中世史料編二六一頁)											

奉行人奉書にみる細川京兆家の政治姿勢：馬部

勝元 1	嘉吉 2 · 11 · 2																				
勝元 2	2 · 12 · 18																				
勝元 3	3 · 5 · 7																				
勝元 4	3 · 5 · 7																				
勝元 5	文安元 · 7 · 21																				
勝元 6	元 · 7 · 27																				
勝元 7	元 · 12 · 18																				
参考 a																					
勝元 8	2 · 8 · 9																				
勝元 9	3 · 3 · 20																				
勝元 10	3 · 3 · 20																				
勝元 11	3 · 3 · 20																				
勝元 12	3 · 3 · 20																				
勝元 13	(5) · 11 · 3																				
勝元 14	5 · 11 · 28																				
勝元 15	宝徳元 · 閏 10 · 15																				
勝元 16	2 · 12 · 21																				
勝元 17	2 · 11																				
勝元 18	4 · 6 · 22																				
勝元 19	4 · 6 · 23																				
勝元 20	4 · 6 · 23																				
享徳 2 · 9 · 17	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	
仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	
常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	常進判	
加藤出羽守	大志万修理亮	内藤孫三郎	内藤孫二郎 <small>五代・六代</small>	物部左京亮	加藤出羽守	物部左京尉	安富安芸左衛門尉	矢野七郎左衛門尉	豊田出雲入道	穂農備後入道	内藤彈正忠	薬師寺四郎左衛門尉	寺町石見入道	香西五郎右衛門尉	長塙備前入道	内藤彈正忠	長塙備前入道	内藤彈正忠	長塙備前入道	内藤彈正忠	内藤彈正忠
奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	奉書付	
(折紙)	不明	不明	(折紙)	(折紙)	(折紙)	(折紙)	不明	不明	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	
課役賦課	所帶安堵	所帶安堵	課役賦課	課役賦課	課役賦課	課役賦課	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	
寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社	
丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	
東寺百合文書ノ函二七八号	『北野社家日記』長享三年五月一五日条	東寺百合文書や函八二二三号	東寺百合文書や函八二二三号	『北野社家日記』第八、一一七頁																	
飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道		飯尾備前道	

勝元 36	勝元 35	勝元 34	参考 c	勝元 33	勝元 32	勝元 31	勝元 30	勝元 29	勝元 28	勝元 27	勝元 26	参考 b	勝元 25	勝元 24	勝元 23	勝元 22	勝元 21
文正元 ・ 12 ・ 23	6 ・ 12 ・ 6	6 ・ 8 ・ 29	5 ・ 11 ・ 28	寛正 2 ・ 11 ・ 10	4 ・ 10 ・ 26	3 ・ 12 ・ 24	3 ・ 10 ・ 15	12 ・ 19	8 ・ 11	長禄元 ・ 12 ・ 11	康正 2 ・ 10 ・ 11	(3) ・ 9 ・ 30	2 ・ 12 ・ 24	2 ・ 12 ・ 6	2 ・ 12 ・ 5	2 ・ 11 ・ 7	2 ・ 9 ・ 27
仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	状如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	仍執達如件	恐々謹言	仍執達如件	常暹判	仍執達如件	常暹判	常暹判
永隆(花押)	永隆(花押)	慶琛(花押)	慶琛(花押)	永隆判	常進判 <small>(金印)</small>	季知(花押)	為久(花押)	為久(花押)	常繼在判	内藤彈正忠	足阿弥陀仏	熊岡兵庫助	香西主計亮	奈良備後守	豊田肥前入道	芥河農後守	大志万修理亮
高橋又次郎	芥河農後守	西面主計允	寺町三郎左衛門尉	由佐次郎右衛門尉	薬師寺安芸入道	長塙備前入道	内藤彈正忠	勝尾寺衆徒御中	足阿弥陀仏	熊岡兵庫助	香西主計亮	書状	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書
奉書	奉書	奉書	書下	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	奉書	付	付	付	付	付	付	付
付	付	付	書下	付	付	付	付	付	付	付	付	無	付	付	付	付	付
折紙	折紙	折紙	堅紙	不明	(折紙)	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	不明	折紙	不明	課役賦課	(折紙)	課役賦課
課役賦課	命令通達	課役賦課	(紛失狀)	所帶安堵	課役賦課	所帶押領	年貢未進	課役賦課	寺社	寺社	寺社	(依頼)	寺社	寺社	寺社	寺社	寺社
寺社	寺社	寺社	寺社	武家	寺社	寺社	寺社	丹波	丹波	丹波	丹波	山城	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波
摨津	讚岐	摨津	山城	多田神社文書二五号(『香川県史』第八卷)	地蔵院文書六号(『香川県史』第八卷)	三宝院文書(東京大学史料編纂所影写本)	仁和寺文書三四号(『兵庫県史』史料編中世九)	勝尾寺文書九七三号(『箕面市史』史料編一)	勝尾寺文書九七三号(『箕面市史』史料編二)	勝尾寺文書九七三号(『箕面市史』史料編三)	勝尾寺文書九七三号(『箕面市史』史料編四)	東寺百合文書(『兵庫県史』史料編中世六、	『北野社家日記』第八、一一七頁	『北野社家日記』第八、一一七號	『八坂神社文書』増補篇五二二号	東寺百合文書(『兵庫県史』史料編中世六、	東寺百合文書(『兵庫県史』史料編中世六、
				高安河内入道奉書													

勝元37	応仁元・12・27	仍執達如件	慶琛在判	寒河弥次郎	奉書付	奉書付	東寺百合文書三函七二一一号
勝元38	2・3・4	仍執達如件	永隆(花押)	高橋勘解由左衛門尉 神足孫左衛門尉	奉書付	奉書付	山城東寺百合文書ヲ函九八号
勝元39	2・10・19	仍執達如件	(宛所なし)	寒河越中入道			
勝元40	2・11・2	仍執達如件	慶琛判	石原彈正左衛門尉			
勝元41	2・7・2	仍執達如件	芥河宮一				
勝元42	2・12・28	仍執達如件	内藤彈正忠				
勝元43	3・7・2	仍執達如件	小畠七郎				
勝元44	3・8・10	仍執達如件	内藤彈正忠				
勝元45	3・9・5	秀久判	松梅院雜掌				
勝元46	3・11・25	秀久(花押)	蓮養伊与公房				
勝元47	4・9・23	家兼(花押) 仍執達如件	当住持	奉書付	奉書付	折紙	東寺百合文書サ函一九七号
		小畠七郎		奉書付	奉書付	折紙	『仁和寺史料』古文書編一九七号
				奉書付	奉書付	折紙	『大東急記念文庫藏小畠文書』
				折紙	折紙	命令通達	武家備中
				所帶安堵	所帶安堵	武家	丹波
				武家	丹波	丹波	丹波
				丹波	尊經閣古文書纂神護寺文書	大東急記念文庫藏小畠文書	大東急記念文庫藏小畠文書
				丹波	『北野社家日記』永正五年七月六日条	庄故地調査報告書	『神護寺領丹波国吉富
				丹波	尊經閣古文書纂神護坊文書		
				丹波	大徳寺文書(『大日本史料』文明三年一二月三日条)		
				丹波	大東急記念文庫藏小畠文書		

(註) 東寺百合文書は京都府立総合資料館のホームページによる。

近将監久定、賦奉行 飯尾備前入道常進<sup>(2)</sup>とみえるように、嘉吉の乱

後に幕府の判奉行と賦奉行を京兆家奉行人の清久定と飯尾常進が代行していることは、幕府と京兆家の動きが連動していることを示唆するとともに、京兆家奉行人が相応の能力を持っていたことを表している。

また、勝元期前半までの奉書は、発給範囲が守護分国である摂津・丹波・讃岐・土佐に絞られ、宛所が守護代や段錢奉行など被官に限定されるのも政元期以降と大きく異なる点である。ここから、奉書は分国支配上における被官への命令文書として成立したことが窺える。

次に奉人体制についてみておきたい。奉書の初見事例は「頼元」

1」で、差出部分に「せい具知」と記されている。奉書の署名は、諱のみ

となるのが通例なので、【表1】の一番下の欄に示したように、案文作成などの際に名字を加筆する例がしばしばみられる。ここでの「せい」とは、

幕府奉行人にもみえる清の名字に比定してよからう。戦国期の京兆家奉行

人は、幕府奉行人一族から選ばれるという原則が存在したが<sup>(3)</sup>、それは京兆家奉行人の発足時に遡るものといえるであろう。【表1】に掲げた初期の奉行人は、名字を特定できない人物も多いが、奉行人として応永一五年(一四〇八)には清七郎が、応永一九年には中沢三郎左衛門尉の存在が確認できるので<sup>(4)</sup>、過半は幕府奉行人一族とみてよいかと思われる。た

だし、「満元<sup>4</sup>」で「<sup>(+同)</sup>そかう善勇」の事例がみられるように、必ずしも首尾一貫したものではない。

十河善勇が「満元<sup>4</sup>」から「持之<sup>3</sup>」にかけて、某道善が「持元<sup>1</sup>」から「持之<sup>2</sup>」にかけて、それぞれ活動が確認できるように、奉行人は当主専属ではなく家に所属するものであったことも確認できる。のちに「勝元

42・44<sup>5</sup>で活動を開始する飯尾家兼と波多野秀久も、政元期に継続して奉行人をつとめている<sup>(25)</sup>。

同様に、勝元期の奉行人も、持之期末期の「持之<sup>6</sup>・7」に登場する清久定と飯尾常運の二人体制によって始まる。それは、先述の嘉吉の乱後ににおける幕府奉行の代行状況からもみてとることができよう。なお、文安元年（一四四四）の「参考a」は、「奉書」と呼ばれているので参考までに掲げておいたが<sup>(26)</sup>、発給者の某元康は奉行人として他に所見がなく、書止文言が「仍状如件」となるなど形式も他の奉書と一致しない。そのため、奉行人二人体制は、基本的にこの間も続いていたと考えられる。

清久定は、当初「左近将監」の通称を用いていたが、康正元年（一四五五）には「清備前守久定」と名乗っている<sup>(27)</sup>。享徳二年（一四五三）の「勝元<sup>24</sup>」を初見として奉書を発給するようになる清為久も<sup>(28)</sup>、「勝元<sup>26</sup>」によると「備前守」を踏襲しているので、彼を後継者とみてよからう。清久定の奉書は文安三年の「勝元<sup>12</sup>」を最後に姿を消すものの、享徳三年にも「奉行清備前守」とみえるので<sup>(29)</sup>、父子が奉行人を勤めた時期は若干重なったと思われる。為久署名の終見は長禄三年（一四五九）の「勝元<sup>30</sup>」ながら、寛正五年（一四六四）の「参考c」を初見として登場する慶珠の花押と一致することから、早々に入道したことも判明する。

一方の飯尾常運も同じく幕府奉行人一族で、「備前入道」の通称が一致

することから、「持之<sup>4</sup>・5」で活動が確認できる飯尾常勇の後継者と考えられる。常運も、寛正二年の「勝元<sup>32</sup>」を最後に奉書がみられなくなり、文明二年（一四七〇）の「勝元<sup>42</sup>」を初見として飯尾家兼の奉書が登場する。このように勝元期の奉人体制は、清と飯尾の両家を主軸に展開した。

## 2 奉書の機能と奉行人の拡大

前節では、勝元期の前半までに奉書の様式や奉人体制の基礎が固まる様相を確認したが、勝元期の後半に入ると、その基礎のうえに様々な拡充が図られる。例えば奉人体制は、世襲する奉行人家を主軸としながらも、長禄期以降には矢野常繼・某季知・高安永隆・波多野秀久など、新たな奉行人が次々と参入している。ここから推測できるのは、成人するとともに勝元が有能な側近を次々と抜擢したことである。奉人の拡大は、別稿で分析したように、当時進展しつつあった側近政治を反映するものといえるのではなかろうか<sup>(30)</sup>。

京兆家内衆を中心として催された文安三年（一四四六）の歌会に「常繼入道<sup>(31)</sup>」の名がみえるように、奉行人としての活動は後年のことになるが、常繼は若年期の勝元にすでに仕えていた<sup>(32)</sup>。その場には「三善元秀高安」の名もみえるが、立場の一一致から、彼がのちに入道して永隆を名乗ったのではないかと考えられる。「善家 高安河内入道永隆<sup>(33)</sup>」ともみえるよう永隆は飯尾氏らと同様に三善姓であったが、高安という名字は幕府奉行人に見当たらないことからも、原則を逸脱して勝元が奉行人に抜擢したことを想像させる。寛正三年（一四六一）には、「相語高安<sup>(永隆)</sup>入道、潜乞取折紙、相支 上裁、対捍御奉書<sup>(34)</sup>」とみえるように、永隆が大原野社神主の子息と語らって幕府の裁許に背く行為に出ている。このように新たに

抜擢された京兆家奉行人は、官僚の枠を越えた政治的な活動を始めるようになる<sup>(24)</sup>。

続けて奉書の適用範囲が拡大していく過程についてみておく。前節で明らかにしたように、奉書は京兆家の守護分国を対象とした被官への命令文書として成立した。ところがこの枠組は、勝元期を通じて徐々に崩れていく。その変化を捉えるうえでまず取り上げたいのは、勝元の意向を分国外である山城の東寺に伝えた享徳三年（一四五四）の奉行人発給文書である。

#### 【史料1】〔参考b〕

寒川出羽守申、山城国上久世庄公文職事、為本領之上者任支証之旨被成補任候者司令悦喜之由候、恐々謹言、  
〔筋〕享徳參甲戌  
九月卅日

東寺雜掌御坊

寒川之光を上久世莊の公文職に任じて欲しいと依頼したものである。無年号で書止文書を「恐々謹言」とする書状形式をとっているので、当時の様式からすると厳密には奉書ではないが、受け取った東寺がこれを勝元の意を奉じた「奉書」と認識していることは注目に値する<sup>(25)</sup>。何らかの利権を保障するようなものではなく、意向を伝達しただけなので、このような様式をとったのである。この種の文書は、奉書に比べると残りにくいはずなので、文書の保存環境の良さゆえに東寺に限定されるのであって、他にも発給された可能性はあると考えておきたい。奉書が存在しないからといって、山城の莊園領主たちが京兆家奉行人に対して何ら交渉することがなかつたとは限らないのである。

東寺には、奉行人による奉書以外の発給文書が他にも残されている。

#### 【史料2】〔参考c〕

東寺西院并鎮守八幡宮西所文書事、先年被付置候處、去長祿四年二月廿七日夜私宅炎上時、依令紛失、封案文裏訖、仍為後証之狀如件、寛正五年十一月廿八日

當寺雜掌

慶深印合（花押）

右の紛失状に従えば、長祿四年（一四六〇）に起こった自宅の火災により、清為久は東寺から借用していた文書を焼失したようである。そこで為久は、失った文書の案文に裏封をしたうえで、【史料2】を添えて東寺に与えたらしい。

実際、三通の案文の継目裏一ヶ所に為久の花押を捺したものも残っている<sup>(26)</sup>。その三通からわかることは、山城国紀伊郡佐井里的土地を巡って東寺と清淨庵が相論をしており、長祿元年には幕府奉行人奉書で東寺の支配が認められているということである。それでも違乱が止まなかつたため、長祿二年一月に東寺は目安を作成し、「御奉書等証文三通」を添えて某所に訴えた<sup>(27)</sup>。目安には提出先が明記されていないが、【史料2】の存在から京兆家であることに相違あるまい。

ここから、山城国内の問題でも、幕府だけでは解決しがたい案件が浮上した際に、京兆家に何かしらの対処を期待するという状況が生まれていたことが読み取れる。それに対し、京兆家がどのような対応をとったのかはよくわからないが、少なくとも分国ではないため、奉書を発給することはなかつた。

他方、分国においては、長祿三年（一四五九）を初見として、莊園領主たる寺院を宛所とする奉書が登場している。

#### 【史料3】〔勝元29<sup>(28)</sup>〕

摂津國高山莊地頭職年貢事、沙汰人百姓等難渋云々、事實者大不然、

所詮任寺家當知行旨、可被致催促、若尙令無沙汰者、可被注進交名之由候也、仍執達如件、

長禄三

十月十五日

為久（花押）

勝尾寺衆徒御中

所領における年貢無沙汰を訴えてきた摂津の勝尾寺に対して、その支配を認めたものである。ここで注意したいのは、これ以後はしばらく寺社宛ての奉書がみられないということである。そして、北野社家に宛てた文明三年（一四七二）の「勝元44」を皮切りに、京都周辺に所在する寺社宛ての奉書が急増し、以後【表2】に示したように普遍的となっていく。このようない、寺社宛ての奉書は、京都の寺社を対象に含むことで本格的になることを強調しておきたい。

【史料4】「勝元46」

摂津国住吉郡五箇庄内我孫子屋次郎知行分田地等事、養徳院令寄附云々、

早仕彼状之旨可被全領知之由候也、仍執達如件、

文明三  
十一月廿五日

家兼（花押  
〔爲久〕  
〔花押〕）

当住持

【史料5】(2)

摂津国住吉郡五箇庄内我孫子屋次郎知行分田地等事、令寄附養徳院

云々、早仕彼状之旨可被全寺家領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明三年十二月三日

大和守（〔爲久〕  
〔花押〕  
〔下野守〕  
〔花押〕  
〔希能貞基〕）

当院雜掌

北野社家宛てとほぼ同じ頃のもので、安堵の対象となる大徳寺養徳院領は分國の摂津に所在するものの、それを要求したのは京都の莊園領主とい

うことになる。注目したいのは、京兆家奉行人発給のものが一月二十五日付、幕府奉行人発給のものが一二月三日付となっていることである。ここから、京兆家が幕府の命を遵行したのではなく、大徳寺が幕府と京兆家それに奉書を求めたことは明白となる。

この時期に將軍の意を奉じた管領奉書が事実上消滅することから、奉書の対象拡大は、幕府の志向が管領政治から將軍親政へと変化したことと対応しているよう見受けられる<sup>(3)</sup>。すなわち、宿老政治から側近政治へと規模を縮小することで幕府は再建を目指したが、その結果として幕府と京兆家は互いに自立化する傾向にあった。そのため京都の莊園領主たちも、幕府と京兆家の双方に安堵等を求めるようになるのである。奉書の整備・拡大はその結果と捉えることができよう。

それを裏付けるかのように、延徳二年（一四九〇）に細川政元と不仲の足利義稙が將軍になると、その翌年を初見として地下宛ての奉書も登場する。政元期の事例になるが、参考までに掲げておく。

【表2】京兆家奉行人奉書の宛所

時期	期間	被官宛	武家宛	公家宛	寺社宛	地下宛	宛所無	計						
それ以前	～文明5.12.19	62	89.9%	0	0.0%	6	8.7%	0	0.0%	1	1.4%	69		
義尚期	～長享3.3.26	28	68.3%	1	2.4%	0	0.0%	11	26.8%	0	0.0%	1	2.4%	41
義種前期	～明応2.④.25	7	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	14.3%	5	35.7%	0	0.0%	14
義澄期	～永正5.6.8	24	35.8%	1	1.5%	4	6.0%	19	28.4%	18	26.9%	1	1.5%	67
義種後期	～永正18.3.7	21	21.4%	0	0.0%	10	10.2%	31	31.6%	34	34.7%	2	2.0%	98
義晴前期	～大永8.5.28	16	38.1%	0	0.0%	3	7.1%	9	21.4%	14	33.3%	0	0.0%	42
義晴在国期	～天文3.9.3	18	15.9%	2	1.8%	1	0.9%	40	35.4%	52	46.0%	0	0.0%	113
義晴後期	～天文15.12.20	30	15.5%	0	0.0%	2	1.0%	61	31.6%	98	50.8%	2	1.0%	193
義輝前期	～天文18.6.27	1	5.0%	0	0.0%	1	5.0%	10	50.0%	8	40.0%	0	0.0%	20

（註）時期区分は、本文註（4）浜口論文による。

【史料 6 (2)】

東禪院領摂州西成郡津村郷百姓等事、為不入之地、寺家進退之處、号

他被官、有不勤諸公事之輩云々、言語道斷次第也、所詮堅被停止訖、

若有違犯之族者、可被処嚴科之上者、可註進交名之由候也、仍執達如

件、  
延徳二  
六月卅日

当所名主百姓中

家兼(威尾)  
(花押影)

南禪寺東禪院の訴えに応じて、摂津の所領における違乱を停止したものである。寺社宛ての奉書が登場してから普遍化するまでには時差があったが、地下宛ての奉書については【表2】に示したように、登場と同時に普遍的に発給されるようになる。こうして、被官への命令文書に限定された奉書の機能は拡大し、幕府奉行人奉書に大幅に近づく。それもあって、勝元期から政元期にかけて奉書の数はさらに増大する。

3 分国外における奉書発給の開始

前節でみたように、京兆家奉行人は早くから山城での調停も期待されていたが、京兆家の分国外には奉書を発給しないという枠組を守り続けていた。その一線を越えて、山城を対象とした奉書が登場するのは、文明一八年（一四八六）のことだと今谷明氏は指摘し、山城守護である畠山政長の後退時期と関連付けて捉えた<sup>(32)</sup>。しかし、【表1】に示したように、山城を対象とした奉書は応仁元年（一四六七）を初見として、勝元期だけで三例が確認できるので、守護職とは別個の問題として捉えるべきである。

寒河一法師申、号之光(寒河)譲事、可明申之旨、度々被仰之處、于今無其儀

之条、太不可然、所詮來春早々可有出對之由候也、仍執達如件、

応仁元  
十二月廿七日

寒河弥次郎殿

東寺領山城国上久世莊の公文職相続を巡る寒河一法師と元信の相論を解

決するため、出頭を命じたものである。寒川氏は京兆家被官なので<sup>(33)</sup>、奉書本来の被官への命令文書として用いられているし、あくまでも京兆家内部の問題であって、厳密には山城を対象としているわけではない。しかし、山城で起こった問題を解決するために奉書を用いるという新たな展開が、応仁の乱勃発とほぼ同時に起こっている点は注目に値する。

【史料8】「勝元38」

東寺雜掌申、山城国上野庄拝師并東西九条植松庄等半濟事、非西岡中脉云々、然者可被止催促之由候也、仍執達如件、  
応仁二  
三月四日

永隆(永隆)  
(花押)

神足孫左衛門尉殿

高橋勘解由左衛門尉殿

寒河越中入道殿

石原彈正左衛門尉殿

山城のうち京都西郊の西岡国人らに宛てた奉書である。応仁の乱の軍事用途として、西岡中脉一帯の半济分が京兆家に与えられたが、西岡国人が適用範囲外にあたる東寺領への催促に及んだため、幕府奉行人奉書によって停止された<sup>(34)</sup>。【史料8】は、それを遵行したものである。宛所は西岡の国人らであるが、受益者は明らかに東寺であり、対象は山城といってよからう。幕府奉行人奉書では宛所が「西岡面々中」であったが、【史料

【史料7】「勝元37」

【8】ではそのなかから四名が選ばれて宛所となっている。これは、彼ら四名が京兆家被官だからであろう。西岡国人は京兆家被官に編成されつつあったが、この段階では神足氏の一族が山名氏の被官となつてゐるよう（後述）、まだ一田的に被官化していなかつた。奉書はあくまでも被官への命令文書なので、【史料8】のような宛所となつてゐるのである。右の一例から、応仁の乱を契機として奉書の対象が山城に拡大したとしてよからう。

【史料9】「勝元39」

東寺事為御敵同意之上者、寺領備中国新見庄事、被成御料所、猶御代官者被仰付寺町又<sup>(通隆)</sup>二郎訖、有自然之儀者、可被合力又<sup>(通)</sup>三郎代之由候也、仍執達如件、  
應<sup>(二)</sup>十月十九日  
〔通筆〕  
「如此我ら三人者一人ニ一通ツ、被下候、為御心<sup>(申)</sup>へ申上候、案又う  
つし進上申候、」

東寺が敵方についたので、備中の新見莊は幕府御料所となり、代官として京兆家被官の寺町通隆が任じられたことを通達している。やはり、被官の問題を取り扱つたものとなつてゐる。応仁の乱を契機とする分国外への奉書拡大は、山城に限つたことではなかつたのである。

【史料9】は、通隆から奉書を受け取つた新見莊の下級莊官である三職が、注進状に添付して東寺に伝わつたものである<sup>(38)</sup>。追筆にもあるように、同じものを三通受け取つた旨が記されているので、三職のもとに届いた時点での案文だったはずである。つまり、繰り返し写されるなかで、差出人である清為久の法名を誤記したり、宛所が脱落したりしたのである。

見方を変えれば、強いて写す必要がない程度の漠然とした宛所だったともいえるのではなかろうか。加えて、奉書が被官への命令文書であることや、

文中で通隆への「合力」が求められていること、そして「備中國被官中」を宛所とする細川政元の書状が複数みられることなどから<sup>(38)</sup>、【史料9】の宛所は「備中國御、被官中」であったと考えておきたい。

【史料10】「勝元45」

妙法院御門跡領高野御所内并修学院下地等事、任去年十月四日彼御成敗之旨、可被全知行之由候也、仍執達如件、  
文明三  
九月五日  
秀久<sup>(波多野)</sup>（花押）

蓮養伊与公房

【史料10】は、妙法院の闕所地である京郊の下地を、前年の幕府による成敗に従つて、高野蓮養坊に安堵したものである。一見、一般的な寺院に対して遵行したようにもみえるが、宛所の蓮養坊は多くの被官を組織しており、通路を塞ぐなど軍事的な動きが極めて目立つ存在である<sup>(39)</sup>。しかも、常に京兆家に属して軍事行動を行つていた<sup>(39)</sup>。よつて、寺院であるため被官化はしていないものの、京兆家が配下の所領を安堵したものと解釈できよう。

以上のように、勝元期の分国外における奉書は、いざれも被官支配の範疇で理解できるものであつた。備中への発給事例も踏まえると、奉書の分国外への拡大は、守護職や領国の大拡大を意味するのではなく、分国外への被官化の拡大を反映したものと捉えるべきであろう。

## 二 山城における政元期の奉書

京兆家は、京都に程近い摂津・丹波に分国を持つため、裁判権が幕府と

交錯しやすい状況にあったと想定される。この点については、丹波における相論に際して、京兆家内衆筆頭の安富元家が「細川政元屋形之於分国者、早々公方奉行として、披（ひ）判之事、且以無謂者也」と主張し、「縱於已後、以奉行御付候共、御請取あるま敷（ましき）」と幕府奉行人奉書を受け取ってはならぬと命じている点に端的に表れている。村井祐樹氏は、ここから分国内における京兆家裁定の優越性を主張し、幕府裁定権を否定しているとしているが<sup>(4)</sup>、「早々」とあるように、京兆家による一次裁判権の主張であって、幕府の二次裁判権と役割を相対化したものと理解したほうが無難である。いずれにしても、分国内における裁判の主導権を握っているという意識は高かつたといえる。

また、京兆家分国内における訴訟は、本来守護代が主体的に裁決を下しており、解決が困難な状況に至ってはじめて京兆家の奉書による裁決を仰いでいた<sup>(4)</sup>。そのため、薬師寺長盛の「物書」と呼ばれる藤岡後藤次のように<sup>(4)</sup>、守護代家にも右筆がおり、彼らが訴訟に關係する様々な実務を担っていたと想定される。同じく薬師寺家に仕えていた斎藤宗基も、薬師寺国長が所有する細川政元の書札礼をまとめた「書札調様<sup>(5)</sup>」を筆写している事例などから、右筆業務を担っていた可能性が高い。彼らはいずれも薬師寺家の被官ではなく、京兆家の被官で、寄子として配属される立場にあつた<sup>(4)</sup>。裁決の判断基準となる分国における判例は、おそらく彼らのもとに蓄積されていたと想像される。

分国外の山城には、以上のような法秩序や経験の蓄積がないにも拘らず、政元期には勝元期にも増して奉書が発給されるようになる。ましてやそこは幕府の膝下である。そこで本章では、山城を対象とした政元期の奉書が、幕府奉行人奉書とどのような関係を持ちながら展開したのかという

点も意識しつつ、前章と同様に被官支配という範疇に収まるものか否かとする相論に際して、京兆家内衆筆頭の安富元家が「細川政元屋形之於分国者、早々公

点も意識しつつ、前章と同様に被官支配という範疇に収まるものか否かと  
いう観点で分析を進めたい。

なお、明応六年（一四九七）の冬までに、山城守護伊勢貞陸のもと、京兆家被官の香西元長と赤沢朝經が守護代に就任する。田中淳子氏も指摘するように、山城に京兆家の守護公権が及ぶようになるのは、それ以降とみられる<sup>(6)</sup>。実際、この直後の明応七年一月一日付で、元長による五分一済を下山城五郡に通達したものを嚆矢として<sup>(6)</sup>、山城への守護支配に基づく奉書発給は普遍的なものとなる。そのため、考察の下限を明応六年に設定することとして、対象となる山城への奉書を【表3】に全て掲げておいた。本節では、これらを内容によって分類しながら議論を進めていく（以下、【表3】から引用する際は、「政元1」のように表記する）。

### ①丹波と山城の国境争い

まず取り上げたいのは、「政元2」である。これは、広隆寺難掌に宛てて、寺領である山城国巨瀬幡村の地下人が丹波へ越境して開墾することを停止したものである。あくまでも丹波守護の立場で発給したものと考えられるので、本節の検討とは直接関わるものではないが、このような奉書発給を可能にさせた前提として、前章でみたように文明三年（一四七一）以来、京都の寺社宛てに奉書を発給し始めているということを指摘しておきたい。

### ②京兆家被官の所領安堵

京兆家奉行人の飯尾家兼に宛てた「政元10」と、京兆家被官の多田又三郎に宛てた「政元28」は<sup>(7)</sup>、いずれも所領を安堵したものである。所領に山城の土地を含むが、あくまでも被官支配のための文書といえる。

### ③京兆家被官の動員

【表3】山城国を対象とした細川政元奉行人奉書（文明五年～明応六年）

番号	年・月・日	宛所	出典		分類
			文 明 10 ・ 9 ・ 23	尊経閣文庫所蔵文書（『長岡市史』史料編一、一九二頁）	
政元1		神足孫左衛門尉		『久我家文書』三〇〇号	④
政元2	17 ・ 4 ・ 2	広隆寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	①
政元3	18 ・ 10 ・ 9	神足孫左衛門尉・野田彈正忠・高橋勘解由左衛門尉		『久我家文書』二九九号	③
政元4	18 ・ 10 ・ 9	西岡中脉御被官人中		『久我家文書』三〇〇号	③
政元5	18 ・ 10 ・ 21	西岡中脉御被官人中・中脉御被官人中・横大路御被官人中		『久我家文書』三〇一号	③
政元6	18 ・ 10 ・ 21	上山城御被官人中		『久我家文書』三〇一号	③
政元7	18 ・ 10 ・ 21	東寺供僧御中		『久我家文書』三〇一号	③
政元8	2 ・ 4 ・ 22	治部少輔・玄蕃頭・長塩又四郎・上原紹六・薬師寺備後守・薬師寺三郎左衛門尉・安富新兵衛・一宮修		『久我家文書』三〇一号	③
政元9	2 ・ 8 ・ 12	長福寺納所禪師		『久我家文書』三〇一号	③
政元10	3 ・ 8 ・ 10	飯尾長門守		『久我家文書』三〇一号	③
政元11	3 ・ 8 ・ 11	当所名主沙汰人中		『久我家文書』三〇一号	③
政元12	4 ・ 7 ・ 3	延徳		『久我家文書』三〇一号	③
政元13	5 ・ 7 ・ 12	当院雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元14	5 ・ 8 ・ 10	当所名主沙汰人中		『久我家文書』三〇一号	③
政元15	5 ・ 10 ・ 10	当寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元16	5 ・ 10 ・ 10	当所名主百姓等中		『久我家文書』三〇一号	③
政元17	5 ・ 10 ・ 10	當院雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元18	6 ・ 5 ・ 14	當寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元19	6 ・ 5 ・ 14	當寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元20	6 ・ 5 ・ 14	當寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元21	6 ・ 5 ・ 14	當寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元22	6 ・ 8 ・ 21	成就院		『久我家文書』三〇一号	③
政元23	6 ・ 9 ・ 7	當寺雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元24	6 ・ 9 ・ 7	灰方与七		『久我家文書』三〇一号	③
政元25	6 ・ 9 ・ 7	當所名主百姓中		『久我家文書』三〇一号	③
政元26	6 ・ 9 ・ 7	當御門跡雜掌		『久我家文書』三〇一号	③
政元27	6 ・ 10 ・ 21	山科七郷名主沙汰人中		『久我家文書』三〇一号	③
政元28	6 ・ 12 ・ 30	多田又三郎		『久我家文書』三〇一号	③
古簡雜纂（東京大学史料編纂所写真帳）					

「政元3～6」は、久我家領東久世荘を増位氏が違乱しているので、久我氏に協力するよう命じたものである。また「政元8」は、洛中を徘徊する罪人の逮捕を命じたものである。いずれも京兆家被官を動員するもので、被官への命令文書である。

#### ④京兆家被官の違乱停止

「政元1」は、京兆家被官である西岡国人の神足孫左衛門尉に宛てて、「山名殿御被官人神足因幡入道跡」の違乱を停止するよう命じたものである<sup>(5)</sup>。ここから、西岡国人が京兆家被官にまだ一元化されていない様子が読み取れる。「政元12」もまた、西岡のうち五ヶ荘の京兆家被官に宛てて、違乱を停止するよう命じたものである（後述）。

右の二点に対し、「政元7」は東寺に宛てたものとなっている。しかしながら、内容はやはり京兆家被官の寒川氏による違乱を排除するよう通達したものである。また、「政元11」は、久我荘の地下人に宛てたものながら、内容は京兆家被官の山東三郎左衛門尉による違乱を停止したものである<sup>(6)</sup>。このように、本来の被官への命令文書という範疇には留まるが、受益者の都合に合わせて宛所にも変化がみられるようになる。

京兆家被官以外を宛所とする要望はさらに拡大し、善峰寺領の公文をつとめる西岡国人灰方氏の違乱を排除するよう通達した「政元15・16」にみられるように、寺宛てと地下宛ての複数となることもあった。灰方氏の違乱はなおも収まらず、「右<sup>(細川政元)</sup>京兆代」宛ての幕府奉行人奉書をうけて<sup>(7)</sup>、寺宛て・地下宛て・灰方氏宛ての「政元23～25」にて、違乱停止の遵行がなされている。ここからも明らかのように、灰方氏は京兆家被官である。

「政元26・27」も幕命を遵行し、勧修寺宮門跡の所領を安堵したものである。文中には京兆家被官の名はないが、幕府奉行人奉書では、「右<sup>(細川政元)</sup>京兆

代」に宛てて「香川五郎次郎競望」を退けるよう命じている<sup>(8)</sup>。香川氏は年寄衆なので、奉書ではその名を掲げるのを憚ったのであろう。「政元13」も違乱を避けたもので、右の事例同様に違乱の主体は記されていないが、ここまで的事例を踏まえれば京兆家被官による違乱があつたと考えるのが妥当である。

以上のように、山城国内への奉書発給は守護職に基づくものではなく、あくまでも京兆家被官に対する命令という形で進展していった。のちに宛所が被官限定ではなくなるように、山城への奉書展開を後押ししたのは、文明三年を皮切りに登場する京都の寺社宛て奉書であったといえよう。さらに拍車をかけたのは、延徳三年（一四九一）の【史料6】を初見とする、地下を宛所とした奉書の登場ではないかと考えられる。なぜなら、早くも翌明応元年には、山城国内でも「政元11」のように地下宛ての奉書がみられるからである。このように山城国内への奉書発給にあたっては、被官への命令という枠組を残しながらも、受益者の要望に応じて様式の制限を徐々に緩和していく。柔軟な対応が可能になるという意味では、この緩和は京兆家にとっても都合のよいものであった。

#### ⑤幕府奉行人奉書の追認

ここまでみてきた事例は、いざれも京兆家による被官支配の文脈で読み取れるものであつたが、そのように読み取れない事例もいくつか存在する。延徳二年八月の「政元9」については、当時の政治状況を踏まえる必要がある。これより以前、長享三年（一四八九）に將軍足利義尚が没し、その父義政も翌延徳二年正月に没していた。將軍後継者は、義尚のかつての対立候補であった足利義視の息義植に決まっていたが、四月以降、義政室の日野富子と義視の折り合いが悪くなり、富子は細川勝元に急接近する。

勝元は、堀越公方足利政知の次男清晃を次期将軍に推していたため、義稙を將軍とすることを快く思っていなかつたらしく、將軍宣下にあたつての管領就任を避け続けていた。ようやく、同年七月にしぶしぶ管領就任を受け入れ、義稙は將軍の座につく<sup>(33)</sup>。

折しも右の溝が深まっていた頃、延徳二年六月九日付の山田盛連を奉者とする奉書をもつて、日野富子は長福寺に対して「上様御料所」を寄進している<sup>(34)</sup>。將軍不在時に次期將軍と対立する立場から御料所を寄進するという極めて特殊な奉書だが、幕府奉行人奉書と同等の役割を担っているといえよう。それから一ヶ月後の「政元9」は、「任去六月九日奉書之旨」とあるように、山田盛連の奉書を遵行する形で発給された。この間に將軍宣下をうけた義稙が、日野富子による寄進を反故にする可能性が生じたので、長福寺は政元による寄進の追認を求めたのであろう。

次に取り上げる「政元14」では、明応五年七月一八日付の幕府奉行人奉書を八月一〇日に遵行している<sup>(35)</sup>。その内容は、將軍家の御料所である久我荘内の法久寺・山内跡を、代官として將軍近習の飯川国資に預けるというものである。ところが、直後の八月二七日付で発給された別の幕府奉行人による奉書では一転しており、法久寺・山内跡は正しくは大御乳人局の知行なので、国資による競望を退けるよう命じられている<sup>(36)</sup>。最初の幕府奉行人奉書が覆りそうになつたことを察知した国資が、念押しのために京兆家の遵行を要望したのではなかろうか。

以上の二例は、京兆家による被官支配の文脈では読み取れないが、將軍宣下から間もない時期の御料所の取り扱いに関する問題である点が一致している。室町幕府の管領制は、事実上戦国期には廃されているが、よく知られるように將軍宣下のときだけは、京兆家当主が管領に就任する。それ

は単なる儀礼上だけのものではなく、その前後に限定して戦国期に途絶えていた管領奉書も発給している<sup>(37)</sup>。よって、右にみた二例も、管領として幕府奉行人奉書を追認した特例ではないかと考えられる。

また、右の一例には、幕府の判定が覆りそな場合に、それを制止すべく京兆家に追認を依頼するという状況も共通している。「政元22」は、清水寺境内における禁制が近年守られていない状況に鑑み、改めて守るべき旨を定めたものである。当初の禁制が残っていないため断言はできないが、上記二例を踏まえるならば幕府の禁制を守るよう定めたものではなかろうか。

「政元17～21」は、五ヶ荘と八条西荘の間で争われた用水相論について、幕府奉行人奉書の裁定に従って用水を折半するよう命じたもので、やはり追認の事例に属す。この問題については、京兆家被官に宛てた「政元12」にて一旦解決が図られたが、今回は相論で敵対した幕府政所執事の伊勢家被官である福地氏<sup>(38)</sup>にも宛てるなど、計五通の奉書が作成されている点に大きな相違が認められる。

右の相論は、幕府と京兆家の関係性を詳しく追うことができる、節を改めて検討することとするが、以上のような幕府奉行人奉書の追認が香西元長の守護代就任直前に集中することには注意したい。すなわち、幕府や守護伊勢氏のみでは秩序を維持しがたい状況に陥り、京兆家による課題の解決に受益者たちの期待が集まっていたのではなかろうか。

その一方で、山城での支配の経験が少ない京兆家は、あくまでも受益者に提示された幕府奉行人奉書を追認するに留まっていた。ただし、幕府の裁定が覆りそなになつて始めて受益者が京兆家に追認を求めていることから、追認とはいっても奉書発給の段階では幕府の意思と反していた可能性

が高い。その場合、幕府の一機関として発給しているのではなく、浜口氏が指摘するように、幕府の制度外から奉書を発給していることになる。その点についても、次節で詳しく検討したい。

## 2 相論における幕府と京兆家の翻訳

地蔵河原用水の相論は、東寺領上下久世莊のほか牛ヶ瀬・大藪・三鈴寺領の五ヶ莊と石清水八幡宮領八条西莊（以下西莊）の間で争われた。五ヶ莊は桂川右岸の西岡のうちに位置しており、桂川を挟んで向かい合う西莊と取水を巡って争うのは、宿命的であったといってよい。この相論については、宝月圭吾氏の研究を嚆矢としてしばしば注目されており、双方の運動によって幕府の裁定が一転三転する朝令暮改の様子が知られている<sup>(3)</sup>。ただし、従来の認識には、京兆家の関与が完全に欠落するという大きな問題が残されている。実際には、【表4】に示したように、幕府と京兆家の双方から度々裁定の結果が通知されており、それぞれが相互に作用したため、用水権を西莊と五ヶ莊のいずれに認めるか、あるいは折半にするか、その都度変転するのである（以下、【表4】から引用する際は、それぞれに付したアルファベットを用いることとする）。そこで以下では、宝月氏の整理に基づいて相論の概略を述べつつ、そこに京兆家の関与を加えていくことで、幕府の裁定と京兆家の裁定がどのように影響しあったのかみてみたい。

この相論の契機となつた文明二年（一四七九）の訴訟では、新規に取水口を開いた久世莊が非難され、西莊の用水権を認めるAとBの幕府奉行人奉書が発給された。しばらくのちにこの問題は再燃し、明応三年（一四九四）には、改めて西莊の既得権がCとDの幕府奉行人奉書にて認められ

【表4】地蔵河原用水の裁定

符号	年.月.日	文書種別	用水権	出典
A	文明11.8.26	幕府奉行人奉書	西莊	を函258号<1176>
B	文明11.8.26	幕府奉行人奉書	西莊	を函259号<1177>
C	明応3.7.23	幕府奉行人奉書	西莊	ト函135号<1944>
D	明応3.8.19	幕府奉行人奉書	西莊	ニ函88号<1947>
E	明応4.4.11	幕府奉行人奉書	西莊	（ひ）函125号
F	明応4.7.3	京兆家奉行人奉書	西莊	ひ函125号[政元12]
G	明応5.4.5	幕府奉行人奉書	五ヶ莊	ひ函130号<2003>
H	明応5.4.5	幕府奉行人奉書	五ヶ莊	ひ函131号<2004>
I	明応5.4.15	安富元家書状	五ヶ莊	カ函181号
J	明応5.4.15	栗師寺元長書状	五ヶ莊	ヲ函171号
K	明応5.4.15	幕府奉行人奉書	（停止）	フ函161号<2005>
L	明応5.4.25	幕府奉行人奉書	（呼出）	ヲ函118号<2012>
M	明応5.5.6	幕府奉行人奉書	（呼出）	フ函162号<2014>
N	明応5.5.28	幕府奉行人奉書	折半	を函333号<2018>
O	明応5.5.28	幕府奉行人奉書	折半	ト函131号<2019>
P	明応6.3.27	京兆家奉行人奉書	西莊	（を）函338号
Q	明応6.3.28	安富元家書状	西莊	を函436号
R	明応6.5.14	京兆家奉行人奉書	折半	を函338号[政元17]
S	明応6.5.14	京兆家奉行人奉書	折半	を函339号[政元18]
T	明応6.5.14	京兆家奉行人奉書	折半	を函340号[政元19]
U	明応6.5.14	京兆家奉行人奉書	折半	を函341号[政元20]
V	明応6.5.14	京兆家奉行人奉書	折半	を函342-2号[政元21]
W	明応6.5.14	幕府奉行人奉書	西莊	（二）函113号
X	明応8.8.24	幕府奉行人奉書	西莊	ニ函113号<2137>
Y	文亀2.10.7	京兆家奉行人奉書	西莊	を函403号

（註）出典は東寺百合文書の文書番号。〈〉は『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』の文書番号

る。歴史的にみれば、用水権の正当性は西莊にあつたといえるだろう。ところが、右の結果を不服とする久世莊の公文が、明応四年七月に領主の東寺へ自身の正当性を訴え、翌八月から幕府の再審理が始まる。その再審理が始まると直前に、次のような奉書が発給されている。

### 【史料11<sup>(3)</sup>】 F

八幡宮領山城国西八条西庄用水事、任去年七月廿三日、同去四月十一日公方奉書旨、彼庄内大方殿様御買得田地在之上者、可被停止其継之由候也、仍執達如件、

明応四  
七月三日

家兼判

寒川太郎三郎殿

大築但馬殿

植松与三郎殿

□、各可被存知候、恐々謹言、  
安富元家

〔前回〕  
四月十五日

安富  
元家

御被官申次御中

久世弥太郎殿  
大藪左近將監殿

宛所は、西岡に拠点を置く五ヶ荘それぞの公文ら荘官である。明応三年の裁定後も五ヶ荘の違乱は停止しなかつたようで、史料は残らないが明応四年四月一一日にも改めてEの幕府奉行人奉書が発給されたことを確認できる。さらに五ヶ荘の再審理の動きを察知した西荘は、【史料11】の奉書を京兆家に求めたことになる。実際に京兆家に掛け合ったのは、以後の動向を踏まえると、伊勢家の被官で西荘の公文をつとめていた福地光長と考えられる。一円的に京兆家被官となっている西岡国人らの動きを停止するには、被官への命令文書である奉書が有効だと判断したのであろう。この段階では、あくまでも従来の範疇における奉書の発給であったといえる。

また、京兆家は幕府の裁定を尊重する姿勢で臨んでおり、あくまでも追認したに過ぎないことが【史料11】からは読み取れよう。  
以上のような西荘側の思惑に反して、時すでに遅く、再審理が始まることがとなつた。

【史料12】 I

勝園寺領西岡中脉五ヶ郷内牛瀬村桂<sup>(1)</sup>蔵河原用水事、自往代寺家進退無<sup>(用)</sup>違之処、近日福地<sup>(先長)</sup>新左衛門尉号新儀押留<sup>(2)</sup>条、為 公儀御沙汰為御糾明、雖被成問状奉書、<sup>(3)</sup>能注進間無理之所、致<sup>(4)</sup>既相留耕作之上者於<sup>(5)</sup>細者追而可被経御沙汰、至<sup>(6)</sup>用水者如先々可引用之<sup>(7)</sup>去五日公方御下地如此

う書状を得ることができる立場ならば、より確実な奉書を入手するのが順当なはずである。

おそらく元家に奉書を求めるに、元家は奉行人を通じて【史料11】の存在に気付いてしまう可能性が高いと予想したのではなかろうか。すなわち、先例からすると五ヶ荘には正当性がないということを認識してしまうのである。これは単なる憶測ではなく、実際に元家は、のちに【史料11】の存在に気付いて考えを改めていることにもよる。その点は改めて述べることとする。

また、GとHの幕府奉行人奉書は牛ヶ瀬の地下人が入手したとされるが、元家の書状に関しては、次の史料から五ヶ荘の別の村落も関与している可能性が高いと思われる。

【史料13】J

勝園寺領牛瀬村桂地蔵河原用水事、福地新左衛門尉構新儀押留条、為  
糺明被成問狀之處、遂不及注進上者、任公方御奉書之旨、如先々可被  
引彼用水間、可有合力之由被仰出候、此方与力衆、各被仰合可有御合  
力候、恐々謹言、

卯月十五日

薬師寺備後守  
元長

神足孫左衛門尉殿  
高橋与三殿  
物集女四郎右衛門尉殿

元家とともに年寄衆を構成する薬師寺元長も同日付で、GとHの幕府奉行人奉書の内容を周知しているのである。宛所はいずれも西岡国人なので、【史料12】と重複して通達されたこととなるが、年寄衆がこのように同日付で同一対象に通達するのも珍しい。二通が同時に発給された理由は、次

のように考えることができる。

西岡国人は、一円的に京兆家被官となっていたが、直属の被官と年寄衆の寄子（与力）として配属されている者もいた。【史料13】は「此方与力衆、各被仰合」とあるように、そのうち薬師寺家の寄子に周知するよう通達したものである。【史料13】の宛所三家は、西岡国人のなかでも比較的有力な家柄として知られるが、彼らはいわば薬師寺家寄子の「申次」なのである。永正元年（一五〇四）に薬師寺元一が政元に対し起こした反乱では、淀城主の藤岡氏や梅津氏などの「ヨリ子」のほか、神足氏や物集氏も与同して討死していることから、寄子としての紐帶は強かつたものと思われる。<sup>(49)</sup>

なお、のちの細川高国段階の事例であるが、上下久世荘の公文も「上庄寒川太郎五郎右京兆被官・下庄久世弥太郎<sub>〔元長〕</sub>薬師寺与力」となっており、直属被官と薬師寺家寄子の構成となっている。<sup>(50)</sup> そして久世の利倉氏もまた、薬師寺の乱に与同して没している。<sup>(51)</sup> このような状況から、牛ヶ瀬単独ではなく、五ヶ荘の直属被官と薬師寺家寄子が連携しながら元家と元長の書状を得たと考えておきたい。

右にみた五ヶ荘の画策を間に挟みつつも、再審理は継続され、しやMなどで幾度か召喚されたのち、明応五年五月一八日付のNとOにて幕府の裁定が下される。そこでは、西荘に用水権を認めるという過去の幕府の裁定を覆して、用水を折半するという結論を申し渡している。牛ヶ瀬の地下人などによる企てが露呈しつつも、五ヶ荘側の主張がついに認められることとなつたのである。こうでもしなければ相論が終わりをみないということもあったが、五ヶ荘側に立って判断を下した京兆家の面目を立てた可能性も否定できまい。当然のことながら、西荘はその判決に納得することがな

かった。

【史料14】Q

石清水八幡宮領當國西八條西莊用水事、就五ヶ庄之沙汰人等押防、雖被成去々年七月三日奉書、尚企濫訴、為無支証掠申、公儀、依令用水違乱、西莊同大方殿様御買德田地令不作之条、太不可然、所詮任度々御成敗之旨、可被止其綺、若有難渉者、可被処嚴科之由、昨日廿七日被成御下知候、早可被得其意事可為肝要候、恐々謹言、

（明治六年）  
三月廿八日

元家

安富

寒川太郎<sub>（家光）</sub>三郎殿

久世孫太郎殿

ここでは元家が、「去々年七月三日」に発給されたFの奉書にまで遡つて、本来の幕府の裁定に従つて西莊に用水権を認めるべきで、折半といふ

裁決は幕府を掠めたものだと主張している。右の主張の根拠となる「昨日廿七日」の「下知」とは、後掲【史料15】に「去三月廿七日」の「奉書」とあるように、現物は確認できないがPの京兆家奉行人による奉書のことである。Pの奉書は、「桂地蔵河原用水事、去年為公儀及御糺明、三間三答之外被遂対決、一ヶ中分落居候處、今度福地<sub>（新井長）</sub>左衛門尉掠申、御屋形様御成敗申請、用水於為一郷進退仕<sub>（付）</sub>」とあるように、西莊の公文である

福地光長が京兆家に請うて得たものであった。伊勢家被官の福地氏ですら、守護伊勢家ではなく京兆家を頼る状況になつてゐるのである。また、【史料14】からは、先例の調査や奉書の発給を経ることなく【史料12】を発給してしまつたことによつて、本来の水利秩序が崩れてしまつたことを、元家が反省していたことも読み取れるのではないかろうか。京兆家被官ではなく、他家の被官を擁護している点にも、裁許の正路を重視していることが

表れている。

しかし、これはこれで、用水を折半するというNとOの幕府奉行人奉書と齟齬するものであった。

【史料15】V

東寺領城州久世上下庄以下五ヶ庄与石清水八幡宮領同國西八條西莊用水相論事、去年両方被遂糺明、西莊与五ヶ庄令和談、既被折中、以用水半分宛可耕作旨、依被成公方御下知、於五ヶ庄者雖任 上載<sub>（在）</sub>、至西莊者令違背之、剩一円可進退段、去三月廿七日掠給奉書条、言語道断次第也、所詮任去年五月廿八日御奉書之旨、相互可被受用之由候也、

仍執達如件、

（明治六年）  
五月十四日

元右在判

寒川太郎<sub>（家光）</sub>三郎殿

大築但馬守殿

久世左京亮殿

大藪左近將監殿

三鈷寺雜掌

何らかの混乱が生じたとみえて、【史料15】では西莊の用水権を認める

Pの奉書が否定され、京兆家も幕府の最終判断に従つて用水を折半するといふ判断に落ち着いた。この用水相論に関する最初の奉書では、【史料11】でみたように京兆家被官に対する命令文書の体裁を保つていたが、今回の大廻所には被官とは異なる立場の「三鈷寺雜掌」が加わっている。さらには、久世莊の領主である「東寺雜掌」に宛てたRのほか、西莊公文の「福地新左衛門尉」に宛てたS、周辺の「中脉御被官人中」に宛てたT、そして五ヶ莊の上流域に接し地蔵河原用水の取水口にあたる「下桂庄名主

沙汰人中」に宛てたUも同時に作成された。

京兆家被官ではない福地氏に対する命令文書となっている点に、これまでの奉書との相違がみられるが、そもそも福地氏から京兆家へ働きかけしたことによって相論が混乱したということや、判決がいずれかの勝訴ではなく、双方に得分を認めると同時に規制も求める折半という結論となつたため、このような形になつたものと推測される。京兆家に対する期待の拡大や混乱の拡大を反映して、宛所の対象も拡大していったが、西莊の地下や本所である石清水八幡宮などを宛所とはしていよいよ、西岡の被官を支配する立場から幕府の裁定を追認するという姿勢を完全には崩していないとみられる。

さて、京兆家の方針を一転させる【史料15】の発給にあたっては、元家の直接の関与は窺うことができないが、次の史料からおそらく何らかの関与はしたと思われる。

【史料16<sup>(8)</sup>】

尚々御返事儘可取候、牛瀬之代官被相待候間、急度申候、  
罷上雖可申候、聊取乱子細候間、以折紙注進申候、仍東田井地蔵河原  
就用水之儀、福地方より屋形之御前衆ヲ憑御奉書を可申之旨相定候處、就  
左様之儀礼物式拾貰文余為惣郷可入之由被申候、如何ニ可仕候哉、依  
御返事可致其意得候、今時分於此方者少も引替あるへからず存候間、  
旁以為御心得令申候、恐々謹言、

卯月七日  
（明応六年）

公文  
（金印）  
家光（花押）

福地氏は、具体的には細川政元本人ではなく御前衆に依頼してPの奉書

を得たようである。史料の性格から、人名が伏せられているが、奉書の発給に際して大きな影響力を持っていることやここまで経緯などから、御前衆とは安富元家あるいはその周辺の人物とみて間違いない。しかし、福地氏の企みを則座に聞きつけた牛瀬の代官は、上久世荘の公文である寒川家光を通じて、礼錢二〇貫文余を用意すれば、御前衆に対して撤回を求めることが可能だと東寺に通知してきた。牛瀬の代官とは、「牛瀬ノ大ツキ<sup>(9)</sup>」とも見えるように、【史料15】の宛所の一人である大築盛次と考えられる。名前を伏せているあたり、実際は家光本人が元家と通じている可能性も否定できないが、いずれにせよ元家は西莊・五ヶ莊の双方と交渉しうる立場にあつたことになる。

右の裏工作は、おそらく実行に移されたと思われる。その結果、裁許の正路を重視して他家の被官を擁護していた元家は、相論の収束を図るために幕府と意見を同じくするという方針転換を行い、【史料15】の発給に至ったのである。

ところが、Xの明応八年八月二十四日付幕府奉行人奉書では、改めて西莊による用水の一円支配を認めていた。そこには「去明応六年如元一円被返付社家、被成奉書」とあって、現物は確認できないが明応六年にもWの奉書にてすでに西莊の用水権を認めていることがわかる。Wの発給日は不明ながら、【史料15】では明応六年の幕府奉行人奉書について触れられていないので、発給の日付は【史料15】の五月を遡ることはなく、かなり近い時期だと考えられる。つまり、用水を折半にするという幕府の裁定に京兆家が同調したのと前後して、逆に幕府も西莊の用水権を認めるという京兆家の裁定に歩み寄ったのである。

右のように、幕府と京兆家の裁定は行き違いになることも多かったが、

公文所御坊

Yの文亀二年の奉書<sup>(8)</sup>では「去明応八年被成公方奉書」とあって、この段階には幕府・京兆家ともに西莊支持の姿勢は固まっている。しかし結局のところ、翌文亀三年の在地における交渉で、用水を折半することでこの相論は決着がつくこととなる。

以上の経過から、今回の用水相論における京兆家の判断は安富元家を中心になって下していたこと、元家は独自に判断を下すのではなく、幕府の裁定を尊重していたことが確認できる。京兆家にとっては、あくまでも被官関係の問題で関与したのが始まりで、自らの権限の範囲で対応しようとしていた。一方の受益者たちは、前節でもみた通り、幕府の判定が覆りそうな場合にそれを制止すべく京兆家に追認を依頼するところから始まっているので、最終的には幕府の裁定を左右するところまで期待しているのである。ゆえに、京兆家は当初想定していた被官支配のレベルよりも、深く関与せざるを得なくなっていく。

それに対し、幕府も京兆家による判断に配慮しながら奉行人奉書を発給していた。西莊・五ヶ莊双方の企てがあつたことや、幕府と京兆家の間に指揮系統や役割分担がなく、別個に判断していたため、意思の統一が困難に裁決に齟齬を来すことも多かったが、基本的には相互に歩み寄りを意識していたといつてよからう。むしろ、歩み寄るがゆえに混乱を極め、結果幕府の裁定だけを追いかけると朝令暮改の如く映ったのである。

### おわりに

本稿で検討したことについて、簡単にまとめておく。

幕府の縮小に伴い、京兆家では独自の奉書様式と奉行人体制が確立した。

奉書は、分国支配における被官への命令文書として成立したが、勝元期の後半になると寺社宛てのものが登場するなど、受益者の要望に応じて適用範囲が拡大し、応仁の乱を契機に分国外への発給も始まる。ただし、分国外においては、あくまでも被官支配の範囲で使用されていた。

政元期に入ると、分国内では地下宛てのものが登場し、奉書の機能は幕府奉行人奉書に大幅に近づく。一方で、分国外における奉書は、原則として被官支配の範囲で用いられていたが、勝元期後半にはじまる奉書様式の拡充を前提として、受益者の要望に合わせて被官以外も宛所とするようになる。これによって、奉書は柔軟性を高めることとなるが、それでも京兆家は、分国外では自らの持つ被官支配という権限の範囲で対応しようとしていた。

したがって京兆家は、守護職を持たない山城では幕府奉行人奉書の裁定を尊重していた。ところが、京兆家に対する受益者の期待が高まるにつれ、幕府奉行人奉書による裁定が覆りそうな事態となつたときに、京兆家にその制止を求めるという現象が生じるようになる。その結果、幕府による当初の裁定を尊重する京兆家と、幕府の現状認識の間に齟齬を生むケースが頻発する。京兆家は被官支配の一環で、受益者の要望に応じているに過ぎないため、幕府との間で調整する義務を持たなかつたのである。本稿は、奉書に限定した部分的な分析に留まつたが、京兆家による被官支配の拡大は、おそらく他の側面でも山城での幕府や守護の支配に混乱をもたらしたと考えられる。このような混乱を解消するには、京兆家を守護支配の傘下に収めて役割分担を明確にする必要があつたため、京兆家被官を山城の守護代に任用するという方策が編み出されたのである（<sup>8)</sup>）。

以後、山城への奉書発給はある程度普遍的になるが、核心の洛中では幕

府による支配が続き、奉書による公事取り扱いが洛中屋地に及ぶようになるのは、今谷氏も指摘するように永正五年（一五〇八）をまたねばならない（<sup>12</sup>）。このときの京兆家当主は細川高国で、まだ京兆家の家督争いを収めて実権を握ったばかりの頃である。そこで最後に、洛中への奉書発給という画期に着目して、政元期から高国期への展開について展望を述べておきたい。

## 【史料 17 (2)】

今度京都之趣其聞候哉、然澄之為家督令在京可成敗之由被成 御内書  
之間、馳走如此之処、從阿州近日卒諸勢上洛之由候、其儀候者、国人  
以下相請専合戦可抽粉骨候、猶安富新丘<sup>(新)</sup>衛尉可申候、謹言、

〔余西年〕  
七月廿日

〔細川〕  
澄之（花押）

木村美作守とのへ

永正四年の政元暗殺後における京兆家の家督争いは、澄之・澄元・高國による京都争奪戦の様相を呈した。そのため、「澄之為家督令在京可成敗之由、被成 御内書」と称しているように、京都の治安維持が将軍から家督争いの勝者に委ねられるようになる。京兆家は、ここで初めて洛中ににおける奉書発給の正当性を得ることとなるのである。本稿でみたように、それ以前から京兆家に対する京都の莊園領主たちの期待は高まっていたが、京兆家は自らの権限の範囲を越えて、奉書を発給するようなことはなかったのである。

(8) 前掲註(7) 末柄論文。

(9) 川岡勉「室町幕府—守護体制と山城国—揆」（同『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、一〇〇一年、初出一九九九年）。

(10) 小谷利明「序章」（同『畿内戦国期守護と地域社会』（清文堂出版、一〇〇三年）。

## 註

- (1) 今谷明「管領代奉書の成立」（同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七四年）。

(2) 今谷明「細川・三好体制研究序説」（同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年）第二節二項の二「管領代添状の発生過程」。この論文の初出は一九七三年であるが、追記でも触れているように、該当箇所は全面的に改稿されている。

(3) 小泉義博「室町幕府奉行人奉書の充所」（『日本史研究』第一六六号、一九七六年）。上島有「解説」（『日本古文書學論集』八、吉川弘文館、一九八七年）。

(4) 浜口誠至「細川京兆家奉行人奉書による幕政の補完と代行」（同『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、一〇一四年）。

(5) ただし、前掲註(6) 今谷論文では、政元期以前の奉書の変容についても簡単に触れており、本稿でも参考にしたところは少なくない。

(6) 今谷明「京兆專制」（前掲註(2) 今谷著書、初出一九七七年）。

(7) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『岩波講座日本歴史』七、岩波書店、一九七六年）。末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九一年）。なお、「分郡守護」概念については、山田徹「『分郡守護』論再考」（『年報中世史研究』第三八号、一〇一三年）も参照されたい。

- (11) 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（前掲註(2) 今谷著書、初出一九八二年）。
- (12) 「斎藤基恒日記」嘉吉元年六月条（『続史料大成』一〇）。

- (13) 抜稿「細川高国の家督継承と奉行人」(『戦国史研究』第六九号、一〇一五年)。
- (14) 東寺百合文書の函三三号。『醍醐寺文書』四五七一—〇号。
- (15) 前掲註(1)今谷論文。
- (16) 東寺百合文書に函一五八号。
- (17) 「斎藤基恒日記」康正元年一月条。
- (18) 刊本では差出人を「兼長」と翻刻するが、写真版にて訂正した。
- (19) 勝尾寺文書九四八号(『箕面市史』史料編)。
- (20) 抜稿「戦国期畿内政治史と細川権力の展開」(『日本史研究』第六四二号、
- (21) 「堀孝法印日記」文安三年正月一六日条(『群書類従』第一八輯)。なお、先述した「参考a」の某元康は、その場に同席する「元康(内藤)」と同一人物かもしれない。
- (22) 「見聞諸家紋」(『群書類従』第二三輯)。
- (23) 末柄豊「勘解由小路家の所領について」(『具注歴』を中心とする歴史資料の集成とその史料学的研究)研究代表者厚谷和雄、一〇〇八年)。
- (24) 永隆の活動については、田中健一「中世の鶴足郡河津・一村両郷について」(『香川史学』第一六号、一九八七年)も参照されたい。
- (25) 東寺百合文書の函五九号。
- (26) 東寺百合文書あ函四六号。
- (27) 東寺百合文書ユ函八九号。
- (28) この事例が莊園領主宛ての初見であること自体は、前掲註(2)今谷論文も指摘している。なお、「箕面市史」史料編では、「勝元29」および「勝元30」の発給者の署名を読解不能としながらも、「細川道賢奉書」という文書名を与えていたが、東京大学史料編纂所影写本(以下【東影】と略す)にていざれに
- (29) 大徳寺文書(『大日本史料』文明三年二月三日条)。
- (30) 前掲註(7)百瀬論文。吉田賢司「室町幕府軍制の構造と展開」(吉川弘文館、一〇一〇年)。
- (31) 輯古帖四一八一号(『三重県史』資料編中世一下)。【東影】にて一部修正した。なお、この事例が地下宛ての初見であること自体は、前掲註(1)(2)今谷論文も指摘している。
- (32) 前掲註(1)今谷論文。
- (33) 寒川氏の動向については、上島有「寒川氏と侍衆の動き」(同『京郊庄園村落の研究』塙書房、一九七〇年)。
- (34) 東寺百合文書イ函一〇五号(『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』(以下『幕府奉書』と略す)七三六・七三七号)。同上ヲ函九六号・京函一一一・一一三号(『幕府奉書』七四一~七四四号)。
- (35) 東寺百合文書サ函三五四号。
- (36) 「御内書引付」(『続群書類従』第二三輯下二三四頁)。新熊野古文書(東京大学史料編纂所写真帳)。なお、奉書の場合は、後掲【表3】にみられるように「御被官中」宛てとなる。
- (37) 「伺事記録」(『室町幕府引付史料集成』上巻一〇一・一七一頁)。
- (38) 『武家手鑑』中ノ一六号・一三号・一七号。のちに織田信長方としても從軍しているが(『信長公記』元龜元年九月二十五日条・『言継卿記』永禄一三年一月二日条)、敵方と内通していることが露見し捕縛されている(『言継卿記』永禄一三年一〇月一五日条)。
- (39) 出雲神社文書(『新修亀岡市史』資料編中世一四七九号)。
- (40) 村井祐樹「佐々木六角氏発給文書と領國」(同『戦国大名佐々木六角氏の基

も清為久の署名と花押があることを確認し訂正した。

『基礎研究』思文閣出版、11012年、初出1011年)。

(41) 前掲註 (20) 抽稿。

(42) 錛代敏雄「淀六郷惣中と石清水八幡宮寺」(同『戦国期の石清水と本願寺』法藏館、11008年、初出11007年)。早島大祐「応仁の乱後の京都市場と摂津国商人」(『立命館文学』第六〇五号、11008年)。

(43) 「大鎧記(1)」(『ビブリア』七九号、1981年)。奥書によると、この史料は、上原賢家からの要請に基づき長享三年(1489)に政元側近の太田幸綱がまとめたものを、享禄四年(1531)に斎藤宗基が再度写したものである。太田・斎藤の両名については、抽稿「細川高国の近習とその構成」(『年報中世史研究』第四〇号、11015年)を参照されたい。

(44) 斎藤氏が寄子である点については、前掲註(43)抽稿。藤岡氏が寄子である

点については、「東寺過去帳」永正元年九月条。「東寺過去帳」は、馬田綾子「中世東寺の過去帳について」(『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』研究代表者高橋敏子、11005年)による。

(45) 田中淳子「山城国における『室町幕府一守護体制』の変容」(『日本史研究』第四五六号、11001年)。

(46) 東寺百合文書リ函1111号。

(47) 多田氏についての論究はないが、安堵された土地が讃岐と摂津の京兆家分国に散在していることや、併せて在京に必要な上京の屋地が安堵されていることから、京兆家被官とみて間違ひなかろう。

(48) 神足氏の動向については、抽稿「神足家旧蔵文書の復元的考察」(『史敏』通巻二二号、11014年)。

(49) 山東氏については論究されたことがないが、ここで簡単に触れておく。山東三郎左衛門尉の初見は延徳元年で、諱は国重と判明する(『葛川明王院史料』

1176号)。京兆家領国である丹波で代官をつとめており、少なくとも明応八年までは活動が確認できる(離宮八幡宮文書161・169号)。ところが、それから所見が一旦途切れ、享禄年間(久我家文書)五一五・七・八・一四・一五・一六号)に再び山東三郎左衛門尉が久我荘の押領を始めている。彼の諱は継重であることから国重の後継者と考えられ、細川晴元の供として堺に滞在

している(井関家文書)一一六号『大覺寺文書』上巻)。以上の事例から、山東氏は永正五年に細川澄元とともに没落し、のち澄元の嫡子である晴元の被官として再起したと考えられる。したがって、明応元年段階は政元の被官とみてよからう。

(50) 善峰寺文書(『幕府奉書』11016四号)。

(51) 劍修寺文書(『幕府奉書』11018〇号)。

(52) 上の経緯は、『大日本史料』延徳二年七月五日条などを参照。

(53) 『長福寺文書の研究』11017三号。当該地は、日野富子の母「北御所」(藤原苗子・北小路殿)が御料所代官をつとめていたが、長福寺との係争地であった。

奉書発給に先だって、義政と義尚の苦提を申うという名目で北御所が寄進に同意したため(同上11017四号)、盛連はその旨を報じている(同上11017一号)。

(54) 『久我家文書』11111号。

(55) 『久我家文書』11115号。

(56) 政元の事例は、「延徳二年將軍宣下記」(『続群書類從』第一三三輯下)、石清水文書拾遺四八一・二号(『石清水文書』六)。高国(菊大路家文書)九七・一九九号(同上)、宝鏡寺文書三七号(『兵庫原史』史料編中世八)、および大永元年一二月二十五日付將軍家御教書(尊經閣文庫所蔵文書)東影)。

(57) 福地氏については、比企貴之「山城國一守護伊勢貞陸と戦国期の京郊莊園」(『京都府立総合資料館紀要』第四三号、11015年)。

- (58) 宝月圭吾「用水争論」（同『中世灌溉史の研究』吉川弘文館、一九八三年、  
初出一九三四年）。黒田日出男「中世農業と水論」（小山靖憲・佐藤和彦編『絵  
図にみる莊園の世界』東京大学出版会、一九八七年）。
- (59) 宛所の人名比定は、東寺百合文書ひ函一〇六号による。
- (60) 東寺百合文書つ函四一二三一五号。年次比定は東寺文書射・東寺百合文書  
つ函五一二二号（幕府奉書）一一六四・一一六五号）及び「東寺過去帳」文  
龜一年六月条による。
- (61) 前掲註（20）拙稿。
- (62) 「東寺過去帳」永正元年九月条。「不問物語」永正元年九月三日条（和田英道  
「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」）（『跡見学園女子大学紀要』第一六号、一九  
八三年）にも、「与力神足」と出てくる。京兆家の寄子については、拙稿「細  
川高国の近習と内衆の再編」（『史敏』通巻一三号、一〇一五年）および前掲註  
(43) 拙稿を参照されたい。
- (63) 東寺百合文書そ函一九五号。薬師寺家与力としての久世弥太郎の動向は、同  
上い函一一八号・エ函三一五号でも確認できる。
- (64) 「東寺過去帳」永正元年九月条。
- (65) 東寺百合文書ヲ函一一六号。
- (66) 東寺百合文書ヲ函一一六号。
- (67) 東寺百合文書ヲ函一一九一六号。
- (68) 内容から京兆家奉行人奉書であることには相違ないが、発給者の「之兼」は  
奉行人には見受けられない名前である。この文書が案文ということもあって、  
『大日本古文書』をはじめとして、従来は飯尾元兼の誤写と考えられることが  
多かった。しかし、前掲註（62）拙稿で示したように、元兼は高国期に活躍す  
る秀兼の後継者であることから、政元期に登場するには考え難いので再考を要

(58) 宝月圭吾「用水争論」（同『中世灌溉史の研究』吉川弘文館、一九八三年、  
初出一九三四年）。黒田日出男「中世農業と水論」（小山靖憲・佐藤和彦編『絵  
図にみる莊園の世界』東京大学出版会、一九八七年）。

する。

(69) 念のために述べておくが、訴訟の混乱收拾を目的として京兆家被官を山城  
守護代に任用したと考えているわけではない。山田康弘「山城国衆弾圧事件と  
その背景」（同『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、一〇〇〇年）が指摘す

るよう、外部勢力の侵入に対して山城国の安全を保障しうるのは、伊勢家で  
はなく京兆家の軍事力という状況となっていた。受益者が裁定を求める先のぶ  
れは、安全保障をする主体のぶれから派生しているのであって、これこそが解  
決すべき矛盾の本質部分といえよう。山田氏は京兆家被官の守護代任用につい  
て、外部勢力と対抗しうるよう、京兆家の軍事力に頼りつつ伊勢家と京兆家の  
協調関係も維持する体制とみるが、筆者もその点に異論はない。

(70) 永正五年一月一日付細川高国奉行人奉書（塚本文書【東影】）。前掲註  
(1) (2) 今谷論文。

(71) 服部玄三氏所蔵文書【東影】。離宮八幡宮文書一七四号（『大山崎町史』史  
料編）も内容が類似する。